

## 狂犬病予防集合注射を実施します

町では次のとおり狂犬病予防の集合注射を実施します。

現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けさせていない方も、この機会に予防注射を行ってください。（現在獣医にかかっている場合は、医師の指導に従ってください。）

○持参する物  
1. 登録が済んでいる飼い犬の場合

① 狂犬病予防注射済票交付申請書（3月中旬に郵送したはがき）

※狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき）を忘れてしまうと注射することができませんので、忘れずに持参ください。

② 狂犬病予防注射料

3,000円

③ 注射済票交付手数料

350円

II. 登録が済んでいない飼い犬の場合

① 狂犬病予防注射料

3,000円

② 注射済票交付手数料

350円

③ 登録手数料

2,000円

※代金お支払いの際、お釣りが出ないように協力ください。  
※その他、ふんを片付ける際に必要なスコップ、ビニール袋等を持参ください。

○日程等

日時		場所
4月6日(木)	午後1時30分～2時30分	川妻生活改善センター
	午後3時～4時	役場
4月9日(日)	午後1時30分～2時30分	役場
	午後3時～4時	原宿台コミュニティセンター
4月13日(木)	午後1時30分～2時30分	ふれあいセンター
	午後3時～4時	役場

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G  
☎(84)3618 (直通)

## 町税の猶予制度があります

猶予制度とは、町税を一時に納付することが出来ない場合、または財産の差押や売却を直ちにすることにより、その事業の継続もしくは生活の維持を困難にする恐れがある場合に利用できる制度で「徴収の猶予」と「換価（売却）の猶予」があります。

○徴収の猶予の要件  
・災害、盗難、病気などにより一時に納付することができないとき  
・事業の休廃止、事業上の損失等により一時に納付することができないとき など

○換価（売却）の猶予の要件  
・納税について誠実な意思を有している人が、町税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるとき

・猶予を受ける町税以外の町税に滞納がないとき  
・令和5年4月1日以後に納期限が到来する町税で、その町税の納期限から6か月以内に申請書が提出されたとき など  
詳細についてはお問い合わせください。

○お問い合わせ  
町民税務課 税務G

## 五霞町納税等記録票について

☎(84)1966 (直通)

町の税金や上下水道料金、保育料などの年間スケジュールが記載されている「五霞町納税等記録票」は役場④番窓口に備えてあります。また、町公式ホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。



○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)



## 生活相談

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しています。  
個人の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○場所 ふれあいセンター  
※相談日程については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)

## 消費生活相談

専門の相談員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。相談は無料で、秘密は厳守しますので、ご利用ください。

○日時・場所

・4月6日(木)  
午前9時～午後4時30分  
（正午～午後1時を除く）  
役場 1階 小会議室  
・4月20日(木)  
午前9時～午後4時30分  
（正午～午後1時を除く）  
役場 2階 コピー室

※4月から開催場所がひばりの里から役場に変更となりますので、ご注意ください。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G  
☎(84)3618 (直通)